

# 平成27年4月から 介護保険料が変わります



## 第1号被保険者の介護保険料基準額

介護保険は、町が被保険者となつて事業を運営しています。その被保険者は、町内に住所を有する40歳以上の方で、年齢によって第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）に分けられます。

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活を可能な限り持続できるように社会全体で介護を支えるためにつくられた制度です。制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

介護保険は、町が被保険者となつて事業を運営しています。その被保険者は、町内に住所を有する40歳以上の方で、年齢によって第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）に分けられます。介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料について見直しを行いました。この見直しにあたっては、今後3年間の介護サービス必要量と事業費を推計するとともに、町の介護保険の基金を取り崩すこと、また介護報酬が引き下げられたことにより、保険料の上昇を抑えました。このことを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの基準額を年額6万1776円に設定しました。なお、第2号被保険者の保険料は、それぞれ加入している

る医療保険によって異なりますので、それぞれの保険者から通知されます。

第1号被保険者介護保険料 基準額の推移

	年額(円)	月額(円)
第1期 平成12年度～14年度	32,704	2,725
第2期 平成15年度～17年度	36,000	3,000
第3期 平成18年度～20年度	44,400	3,700
第4期 平成21年度～23年度	42,600	3,550
第5期 平成24年度～26年度	52,572	4,381
第6期 平成27年度～29年度	61,776	5,148

## 所得段階ごとの介護保険料

第6期の保険料は、所得の少ない方の中から、第1段階の方に対し平成27年度から公費を投入して保険料などに配慮しながら、被保険者本人や世帯員の所得に応じて10段階に区分しています。公費の投入は平成29年度の消費税引き上げ時に再度見直しをします。

## 介護保険制度の改正について

介護保険の制度改正について、次の2点についてお知らせいたします。

(1)平成27年4月1日から、特別養護老人ホームに新規入所できるのは、原則、要介護3以上の方になります

ただし、やむを得ない事由があり居宅において日常生活を送ることが困難な場合には、特例的に入所できる場合があります。

特例入所の際の具体的な要件や判定手続きの指針は国が作成していますが、特例入所の手続きの対象となる方は次の方です。

①認知症であり、日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁にみられる方。

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁にみられる方。

③家族等による深刻な虐待が疑われるなどにより、心身の安全・安心の確保が困難

である方。

④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である方。 ※特例入所の申し込み手続きは、直接施設に申し込みとなります。詳しくは施設にお問い合わせください。

(2)一定以上所得者の利用者負担割合が見直しになります

介護保険の利用者負担は、これまで所得にかかわらず1割でしたが、平成27年8月より、一定以上の所得がある65歳以上の方については利用者負担が2割になります。利用者負担が2割になるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。同一世帯に介護サービスを利用するほかの方も、本人の所得が基準以上でなければ2割負担とはなりません。

